

区・自治会の法人化について（認可地縁団体）

認可地縁団体の認可の目的として不動産等の保有を前提としないものに地方自治法が改正され、不動産等の保有の有無にかかわらず地域的な共同活動を円滑に行うため、市町村長の認可を受け法人格の取得ができるようになりました。

●「地縁による団体」とは

地方自治法第260条の2第1項において、「地縁による団体」は「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

つまり、区等のような「その区域に住んでいる人は誰でも構成員となれる団体」は、「地縁による団体」になります。これに対し、女性団体、老人会、子ども会などのように性別や年齢が限定される団体、またはスポーツ少年団や伝統芸能保存会のように活動の目的が限定される団体は「地縁による団体」にはなりません。

●認可を受けるための要件

不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができます。認可の要件は次のとおりとなります。（令和3年11月26日施行）

- (1) 区等の区域の良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。共同活動とは、清掃活動、防犯活動、防災活動、集会所の維持管理など、一般的な区等の活動のことを指します。
- (2) 区等の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、この区域において区等が相当の期間にわたって存続していること。地番や道路、河川などで区等の区域が容易にわかる状態であることが必要です。
- (3) 区等の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の人が現に構成員となっていること。

「すべての個人」とは、「年齢、性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味で、世帯単位を構成員とすることは認められません。区域内に住所があること以外に年齢、性別、国籍等の加入条件をつけたり、加入を希望する人を拒むことはできません。また、「相当数」とは、各地域における区等の加入状況を勘案して判断されますが、全住民が構成員でなければ認可されないということではありません。構成員の名簿を作成するに当たっては、世帯主のみではなく構成員となるすべての個人を記載する必要があります。

- (4) 区等として、次の事項すべてを含む規約を定めていること。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 区域
- ④ 事務所の所在地
- ⑤ 構成員の資格に関する事項
- ⑥ 代表者に関する事項
- ⑦ 会議に関する事項
- ⑧ 資産に関する事項

これらの項目以外の項目を定めることに関しては問題ありませんが、目的に政治目的や営利目的を含めることは認められません。また、既存の規約が認可要件を満たしていないときは、区等内で協議し改正手続きをお願いします。

●認可までの手続き

実際に認可申請を行うときの、概ねの流れは次のとおりです。

- ① 区等内で認可申請についての話し合い
- ② 市役所（市民生活課市民協働係）へ事前に相談してください
- ③ 規約案などの作成
- ④ 区等で規約に従って総会を開催し、認可申請に必要な事項を議決する。

※規約の改正、認可申請に関する議決、代表者の決定、構成員の確定、保有資産の確定等は役員会などでの議決は認められません。

- ⑤ 認可申請書類の作成と提出
- ⑥ 市役所（市民生活課市民協働係）で提出書類の確認と審査
- ⑦ 市長による認可の告示
- ⑧ 申請者への通知

●認可申請に必要な書類

認可申請に当たっては、次の書類を作成し、申請窓口へ提出してください。

- ① 認可申請書（様式あり）
- ② 規約（認可要件に合致するもの）
- ③ 認可申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）
- ④ 構成員の名簿（全加入者個人の住所、氏名を記載したものを2部作成し、1部を提出し、1部は認可地縁団体に備えて置いてください。区域内に住所を有する法人、組合等の団体は構成員にはなれませんが、賛助会員となることはできます。）
- ⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行っていることを記載した書類（前年度事業報告・決算書及び当該年度事業計画・予算書）
- ⑥ 申請者が代表者であることを証する書類（申請者が代表者に選出されたときの総会議事録の写しと申請者が代表者になることを受諾した承諾書等）
- ⑦ 区域を示した図面
- ⑧ 代表者の職務執行停止及び職務代行者の選任の有無（民事保全法に基づく処分）を記載した書類
- ⑨ 代理人の有無（地方自治法第260条の8関係）を記載した書類

不動産登記等で認可地縁団体告示事項証明書（認可地縁団体台帳の写しの原本証明）が必要な場合は、市民生活課に請求してください。交付手数料は1通300円です。

- ① 告示事項証明書交付請求書（様式あり）

●規約変更、告示事項変更の手続き

規約の変更や告示事項の変更（代表者の変更等）があった場合は、届出が必要となります。なお、団体構成員の加入脱退については届出の必要はありません。

- (1) 規約変更に必要な書類
 - ① 規約変更認可申請書（様式あり）
 - ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
 - ③ 規約変更を総会で決議したことを証する書類
- (2) 告示事項変更に必要な書類
 - ① 告示事項変更届出書（様式あり）
 - ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類

●その他認可後の手続き

(1) 法人登記

地縁による団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記の必要はありません。

(2) 印鑑登録

「千曲市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 15 年条例第 160 号）」の規定に基づき、不動産登記等に必要な地縁団体代表者の印鑑登録をしていただく必要があります。

手続きについては、市役所市民課で受け付けます。（登録するときは、事前に市民課にお問い合わせください。）

印鑑登録に必要なものは、

- ① 申請書（市民課にあります。）
- ② 登録する地縁団体の印（ゴム印等変形しやすいものは避けてください。また、印影の大きさが一辺の長さが 8 mm 以下のもの、また一辺の長さが 25 mm を超えるものは登録できません。）
- ③ 代表者個人の印及び印鑑登録カード

印鑑登録証明書は市民に請求してください。交付手数料は 1 通 300 円です。

(3) 不動産登記

地縁による団体が保有する不動産の登記手続きについては、法務局や司法書士等にご相談ください。千曲市社会福祉協議会が開催する「司法書士法律相談」や長野地方法務局が開催する「登記相談」等もあります。（詳しくは市報をご覧ください。）

(4) 認可地縁団体に係る税金

税 の 種 類		認可地縁団体		担当窓口
		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合	
市税	法人市民税	減 免	課 税	市役所税務課
	固定資産税	減 免	課 税	
県税	法人県民税	減 免	課 税	地方事務所 税務課
	法人事業税	非課税	課 税	
	不動産取得税	減 免	課 税	
国税	法人税	非課税	課 税	税務署
	登録免許税	課 税	課 税	法務局

- ・ 法人市民税や法人県民税、法人事業税については、認可を受けた日から1か月以内に「法人設立（設置）異動申告書」の提出が必要です。
- ・ 不動産取得税については、登記後に申告が必要です。
- ・ 法人税については、収益事業を行う場合は届出が必要です。
- ・ 登録免許税については、何れの場合も登記の際に課税されます。
- ・ 減免を受けるには所定の期間内に手続きが必要となりますので、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

（5）認可地縁団体の解散

認可地縁団体が下記のいずれかの1つでも該当するときは解散します。

解散は民法の規定が準用され、市長に対して届出（市長による解散告示）、及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）などの手続きが必要です。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続の開始が決定されたとき
- ③ 認可を取り消されたとき
- ④ 総構成員の4分の3以上の賛成による総会の決議があったとき
（規約に別段の定めがある場合を除く）
- ⑤ 構成員の多数が脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき

●認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、登記名義人やその相続人のすべて又は一部の所在が知れない場合に、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体が単独で当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記申請を行うことができる特例制度が設けられました。公告申請後、市は認可地縁団体がその所有する不動産についての所有権の保存又は移転の登記をすることについての意義のあるものに対し、異議を述べるべき旨を公告します。公告期間内に限り当該不動産の所有権に関わりのある登記関係者等は、異議を述べる事が出来ます。（平成27年4月1日施行）

（1）特例を受けるための要件

以下の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料の提出が必要となります。

- ① 当該不動産を所有していること
- ② 当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつての当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。

（2）特例を受けるために必要な書類

- ① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式あり）
- ② 申請不動産の登記事項証明書
- ③ 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ④ 申請者が代表者であることを証する書類

⑤ 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(3) 異議申出に必要な書類

- ① 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書（様式あり）
- ② 申請不動産の登記事項証明書
- ③ 住民票の写し
- ④ その他必要な書類

●ご留意いただきたいこと

(1) 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはなりません。

(2) 特定の政党のために活動することは禁止されています。

(3) 認可により法人格を取得した後も、住民により任意に組織された団体であることに変わりはなく、公共団体その他行政組織の一部となるものではありません。

その他ご不明な点がございましたら、申請窓口にお尋ねください。

(4) 総会に出席しない構成員は、規約（定められていることが条件です。）又は総会の決議により書面による表決に代えて、電磁的方法（メール等）により表決（表決権の行使の電子化）することができます。

（令和 3 年 9 月 1 日施行）

(5) 認可地縁団体は市内の他の認可地縁団体と合併することが可能となります。ただし、準備等が必要ですので事前にご相談ください。（令和 5 年 4 月 1 日施行）

申請窓口 市民生活課市民協働係 026(273)1111 内線 2251